

## 富士見市公共施設予約システム利用登録規約

### (目的)

第1条 この規約は富士見市公共施設予約システム(以下「本システム」といいます。)を利用して市長、富士見市教育委員会及び指定管理者(以下「管理者」といいます。)が管理する公共施設の予約申込み等をする際に必要となる利用登録の手續に必要な事項について定めるものです。

### (利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込み等の手續を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、管理者は本システムによるサービスを提供します。本システムに利用登録をされた方は、同規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

### (利用登録の対象者)

第3条 本システムの利用の登録を受けることができる者は、別表に掲げる公共施設を使用することができる者のうち、市長が別に定めるものとします。

### (利用登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、各施設の受付窓口(以下「受付窓口」といいます。)へ富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則で定める申請書(以下「利用登録申請書」といいます。)を提出するものとします。

- 2 前項の手續を行う場合は、本人確認のできる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど。以下「本人確認証」といいます。)を併せて提示するものとします。
- 3 第1項の利用登録申請書は、別表右欄に掲げる施設グループの区分ごとに提出しなければなりません。

### (利用登録等)

第5条 管理者は、利用登録ができる各窓口において、前条により提出のあった利用登録申請書の申請内容について審査を行い、利用者として承認する場合は、本システムの利用者として登録を行うとともに、当該申請者を識別するための番号(以下、「利用者番号」という。)を本システムに登録し、予約システムの利用者とし

て登録した者（以下「登録者」という。）に交付するものとします。

- 2 登録者は、利用者番号を慎重に取り扱い、登録した個人又は団体以外は使用できません。また、利用者番号は、他人及び他団体にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

(利用者番号・パスワードの利用・管理)

第6条 登録者は、利用者番号、パスワードを本システムに入力することにより、利用申込み等の手続を行うことができます。

- 2 パスワードは、登録者が本システムにおいて、利用申込み等の手続を行う前に設定してください。
- 3 本システムを利用するための利用者番号及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して登録者の責任において厳重に管理してください。
  - (1) 利用者番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
  - (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。
  - (3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。
  - (4) パスワードを忘失した場合は、速やかに利用登録を行った施設に連絡し、その指示に従ってください。
- 4 管理者は、これら厳重に管理された利用者番号・パスワードにより行われた手続については、本人により行われたものとみなします。

(利用登録事項の変更等)

第7条 登録者は、利用登録に係る事項を変更しようとするときは、利用登録を行った受付窓口に対して富士見市公共施設予約システムの利用に関する規則で定める変更届を管理者に届け出なければなりません。

(利用登録の取消し)

- 第8条 管理者は、登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用登録を取消し、又は本システムの利用を一時的に停止することができるものとします。
- (1) 登録の有効期間内に利用登録を廃止する申出を受けたとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。
  - (3) この規約及び公共施設の管理に関する条例、規則等の規定に違反したとき。
  - (4) その他本システムの管理上やむを得ないと市長が認めるとき。

(施設及び利用方法)

第9条 本システムにより利用申込み等の手続を行う対象となる施設及び利用申込み等の手続の具体的な方法については、管理者が別に定めるものとします。

(免責事項)

第10条 管理者は、登録者が本システムを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

第11条 登録者の申請に基づき収集された個人情報について、管理者は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

2 管理者は、登録者の申請に基づき収集された個人情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、本システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として、各施設の管理者が利用する場合があります。

(利用規約の変更)

第12条 管理者は、必要があると認めるときは、登録者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 登録者は、利用の都度、本規約を確認することとし、同規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

別表(第3条・第4条関係)

公共施設の名称	施設グループ
富士見市立健康増進センター (体育館に限る。)	健康増進グループ
富士見市運動公園	体育施設グループ
富士見市第2運動公園	
びん沼公園	
富士見市立市民総合体育館	
富士見市民文化会館キラリふじみ (スタジオに限る。)	文化会館グループ
富士見市市民福祉活動センター (福祉活動センターに限る。)	福祉活動グループ
富士見市立サンライトホール※令和3年3月まで	公の施設グループ
富士見市立鶴瀬コミュニティセンター	

(ホールにあつては、舞台のみに限る。)	
富士見市立みずほ台コミュニティセンター	
富士見市立針ヶ谷コミュニティセンター	
富士見市立南畑ふれあいプラザ	
富士見市立ふじみ野交流センター	
富士見市立鶴瀬西交流センター	
富士見市立鶴瀬公民館	
富士見市立南畑公民館	
富士見市立水谷公民館	
富士見市立水谷東公民館	
富士見市立ピアザふじみ	ピアザふじみグループ
みずほ台中央公園 (交流施設に限る。)	交流施設グループ
富士見市立老人福祉センター	老人福祉グループ